

第2節 海洋安全保障の確保

海洋国家であるわが国にとって、法の支配、航行の自由などの基本的ルールに基づく秩序を強化し、海上交通の安全を確保することは、平和と繁栄の基礎であり、極めて重要である。防衛省・自衛隊は、関係国と協力して海賊に対処するとともに

に、この分野における沿岸国自身の能力向上の支援、わが国周辺以外の海域における様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実など、各種取組を推進している。

Q 参照 1章2節5項（海洋安全保障の確保に向けた取組）

1 海賊対処への取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては、看過できない問題である。

1 基本的考え方

海賊行為には、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処する。海上保安庁では対処できない又は著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することになる。

2 海賊行為の発生状況と国際社会の取組

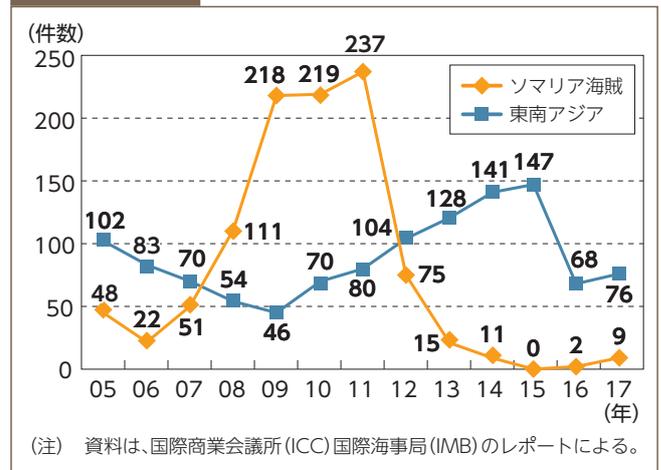
ソマリア沖・アデン湾は、わが国及び国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たる。当該海域については、人質の抑留による身代金の獲得などを目的とした機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発・急増したことを受けて採択された08（平成20）年6月の国連安保理決議第1816号をはじめとする決議¹により、各国は、同海域における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦及び軍用機の派遣を要請されている。

これまでに、米国など約30か国がソマリア沖・

アデン湾に軍艦などを派遣している。海賊対処のための取組としては、09（平成21）年1月に第151連合任務部隊（CTF151²）が設置されたほか、欧州連合（EU）は08（平成20）年12月から「アタランタ作戦」を実施しており、また、これらに属さない各国独自の活動も行われている。このように、各国は、現在も引き続きソマリア沖・アデン湾の海賊に対して重大な関心を持って対応している。

こうした国際社会の取組が功を奏し、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は、現在低い水準で推移しているものの、海賊を生み出す根本的な原因とされているソマリア国内のテロ

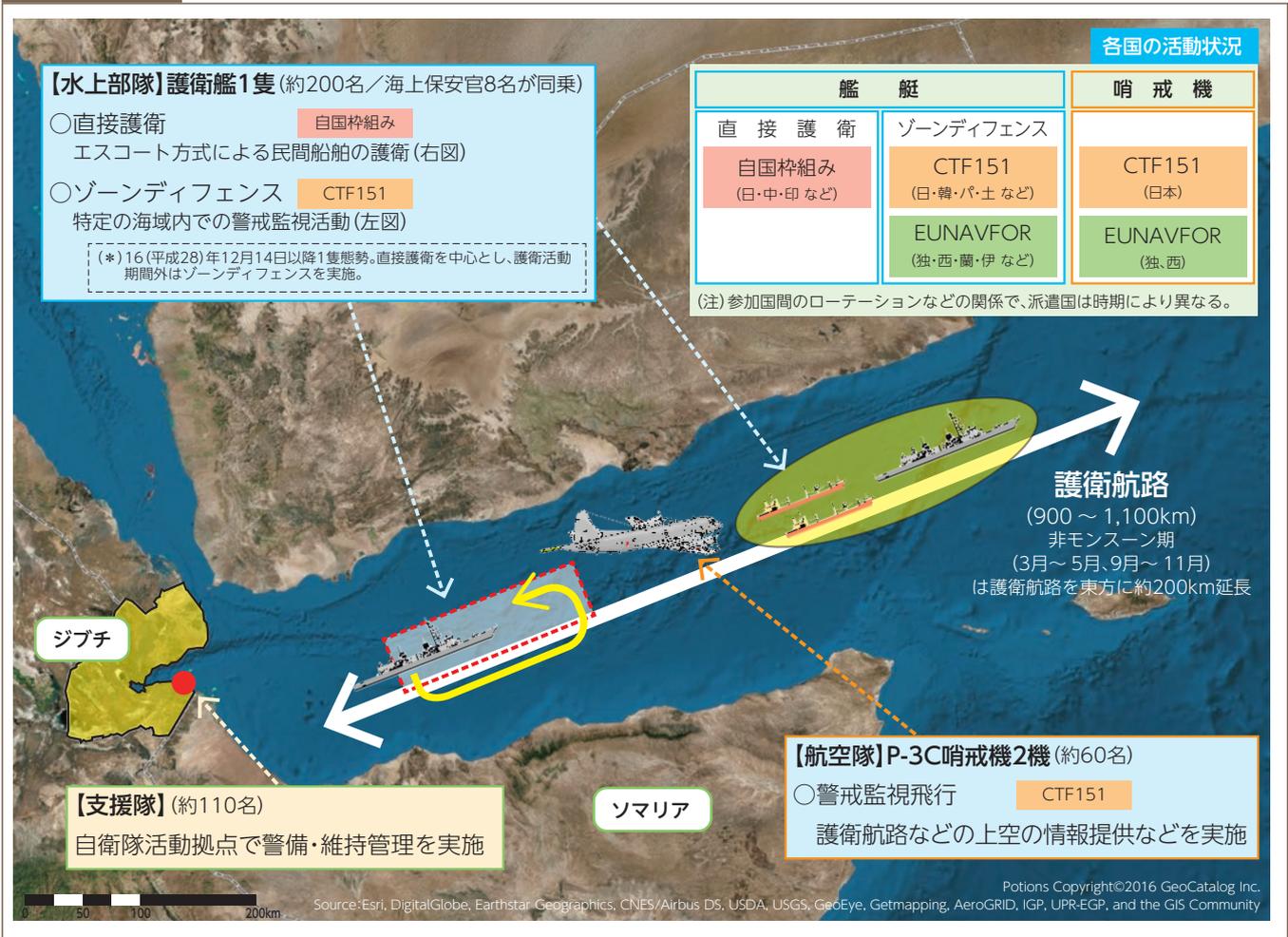
図表Ⅲ-2-2-1 ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況（東南アジア発生件数との比較）



1 ほかに、国連安保理が海賊抑止のための協力を呼びかけている決議としては、決議第1838号、1846号及び1851号（以上08（平成20）年採択）、決議第1897号（09（平成21）年採択）、決議第1918号及び1950号（以上10（平成22）年採択）、決議第1976号及び2020号（以上11（平成23）年採択）、決議第2077号（12（平成24）年採択）、決議第2125号（13（平成25）年採択）、決議第2184号（14（平成26）年採択）、決議第2246号（15（平成27）年採択）、決議第2316号（16（平成28）年採択）並びに決議第2383号（17（平成29）年採択）がある。

2 パーレーンに司令部を置く連合海上部隊（CMF：Combined Maritime Force）が、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊として、09（平成21）年1月に設置を発表した。

図表Ⅲ-2-2-2 自衛隊による海賊対処のための活動



や貧困などはいまだ解決されていない。また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分である現状を踏まえれば、国際社会がこれまでの取組を弱めた場合、状況は容易に逆転するおそれがある。このように、わが国が海賊対処を行っていかねばならない状況に大きな変化はない。

参考 Ⅱ部3章2節3項3(海賊対処行動)
図表Ⅲ-2-2-1(ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況(東南アジア発生件数との比較))



海賊対処に従事するわが国、米国、ドイツ及びスペインの部隊

3 わが国の取組

(1) 海賊対処行動のための法整備

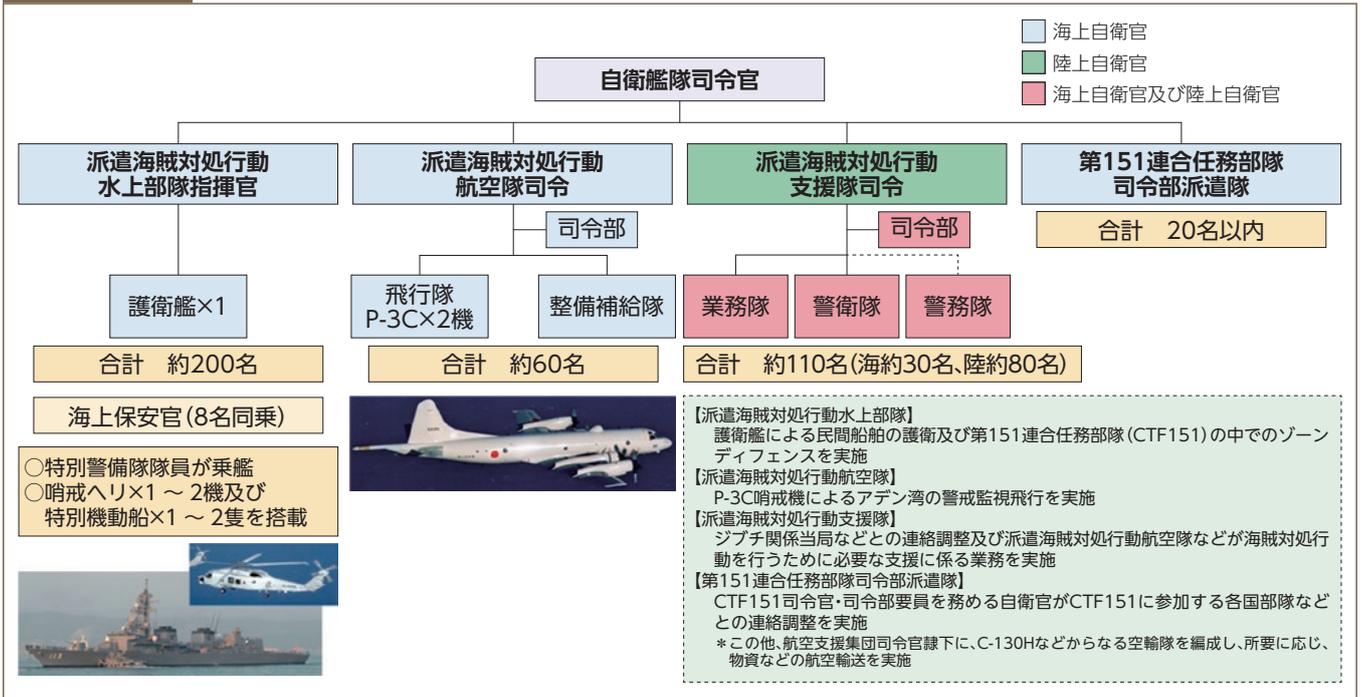
09(平成21)年3月、ソマリア沖・アデン湾においてわが国関係船舶を海賊行為から防護するため、海上警備行動が発令されたことを受け、海自護衛艦2隻がわが国関係船舶の直接護衛を開始

し、海自P-3C哨戒機も同年6月より警戒監視などを開始した。

その後、国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、海賊行為に適切かつ効果的に対応するため、海賊対処法³が同年7月から施行されたことにより、船籍を問わず、すべての国の船舶を海賊行為から防護す

3 正式名称：「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」

図表Ⅲ-2-2-3 派遣部隊の編成



ることが可能となった。また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するために他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

さらに、13(平成25)年11月、「海賊多発地域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の施行により、一定の要件を満たした場合に限り、警備員が日本船舶に乗船し、小銃を所持した警備が可能となった。

Q参照 資料17(自衛隊の主な行動)、資料18(自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定)

(2) 自衛隊の活動

Q参照 図表Ⅲ-2-2-2(自衛隊による海賊対処のための活動)
図表Ⅲ-2-2-3(派遣部隊の編成)

ア 派遣海賊対処行動水上部隊

派遣海賊対処行動水上部隊(水上部隊)は、海自護衛艦により海賊行為への対処を行うための部隊であり、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛する方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーン

ディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保に努めている。また、海自護衛艦には海上保安官も同乗⁴している。

近年、比較的速力が遅く船舷が低いタンカーなどの海賊行為に脆弱な船舶からの護衛の要望は継続しているものの、民間武装警備員の乗船といった民間船舶の自衛に関する取組もあり、直接護衛の所要は減少している。

こうした傾向が今後も継続することが見込まれることから、①近年の護衛隻数を踏まえて月間の直接護衛の計画回数を減少させつつ、②直接護衛を実施しない期間はゾーンディフェンスを実施するという運用態勢が適当であると判断し、16(平成28)年12月からソマリア沖・アデン湾で活動を開始する海自護衛艦の隻数を2隻から1隻に変更した。

イ 派遣海賊対処行動航空隊

派遣海賊対処行動航空隊(航空隊)は、海自P-3C哨戒機(2機派遣)により海賊行為への対処を行うための部隊であり、CTF151司令部との調整⁵により決定した飛行区域において警戒監視を行い、不審な船舶の確認と同時に、海自護衛艦、

4 8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行う。

5 航空隊は、14(平成26)年2月からCTF151に参加しており、これまで接することができなかった情報を入手することが可能となった。また、必要に応じ、海賊事案が発生する可能性の高い区域も飛行するなど、柔軟な警戒監視が可能となり、各国の部隊との連携が強化された。

他国艦艇及び民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

ウ 派遣海賊対処行動支援隊

派遣海賊対処行動支援隊は、航空隊を効率的かつ効果的に運用するために、ジブチ国際空港北西地区に整備された活動拠点において、警備や拠点の維持管理などを実施している。なお、構造物がなく更地状態となっている同拠点の東側隣接地について、警備強化の観点から17(平成29)年11月より拠点本体に加えて借り上げることとした。

エ 空輸隊

空輸隊は、航空隊及び支援隊に必要な物資などの航空輸送を実施するため、空自の輸送機を定期的に運航している。

オ 第151連合任務部隊(CTF151)司令部派遣隊

海賊対処を行う各国部隊との連携強化及び自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、14(平成26)年7月に、CTF151司令部に対して、司令官及び司令部要員を派遣することを決定し、同年8月以降、他国が司令官を務めるCTF151司令部に司令部要員を派遣している。また、15(平成27)年5月から8月までの間には、自衛隊から初めてCTF151司令官を派遣⁶し、その後、17(平成29)年3月から6月までの間、18(平成30)年

3月から6月までの間もそれぞれCTF151司令官及び司令部要員を派遣している。

カ 活動実績

水上部隊が護衛した船舶は、18(平成30)年5月31日現在で3826隻であり、自衛隊による護衛のもとで、1隻も海賊の被害を受けることなく、安全にアデン湾を通過している。

また、航空隊は、09(平成21)年6月に任務を開始して以来、18(平成30)年5月31日現在で飛行回数1951回、延べ飛行時間約14,910時間、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供約13,160回の活動を行っている。アデン湾における各国の警戒監視活動の約7から8割を航空隊が担っている。

4 わが国の取組への評価

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されるほか、累次の国連安保理決議でも歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。また、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けている。

2 ■ 訓練を通じた海洋における公共安全と秩序の維持への貢献

1 アデン湾における自衛隊と各国などの海賊対処部隊の訓練

派遣部隊及びEUなどの海賊対処部隊は、相互連携の強化や海賊対処にかかる戦術技量の向上を図ることを目的として、アデン湾において様々な訓練を実施している。こうした訓練は、自衛隊と各国・地域機関などの海賊対処部隊の連携を強化

し、海上における公共安全と秩序の維持に資するものであり、大変重要な意義がある。

2 米国主催国際海上訓練などへの参加

海自は、アラビア半島周辺海域において米海軍が主催する多国間掃海訓練に12(平成24)年の初回から毎回参加している。同訓練は、17(平成

6 自衛官がこのような多国籍部隊の司令官を務めるのは自衛隊創設以来初めてである。

29) 年5月からは、「国際海上訓練⁷」と改称され、訓練項目も拡大された。このような訓練への参加は、海自の戦術技量の向上や参加国間の信頼関係の強化に資するものであると同時に、海洋安全保障の維持にも寄与するものであり、グローバルな安全保障環境の改善に資する側面もある。

3 共同訓練などを通じた海洋安全保障分野における協力関係の強化

海自は、多国間共同訓練などを通じ、戦術技量

の向上を図るとともに、参加国との相互理解の増進や信頼関係の強化を図っている。インド東方海域において日米印共同訓練「マラバール2017」を実施したほか、南シナ海においては日米、日豪、日米豪加による共同巡航訓練を実施している。

こうした共同訓練を通じた参加国との連携の強化は、海洋安全保障の維持に寄与するものであり、大きな意義がある。

Q 参照 1 節2項 (多国間安全保障枠組み・対話における取組)
資料46 (多国間共同訓練の参加など (最近3年間))

3 ■ アジア太平洋地域における取組

国家安全保障戦略や防衛大綱では、各国との海洋安全保障協力を含め、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向けた主導的な役割を發揮することとしている。

このため、防衛省・自衛隊は、ミャンマー、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア及びフィリピンに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っている。これにより、沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、わが国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化している。

また、18 (平成30) 年5月に閣議決定された海

洋基本計画では、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとされている。これを受け防衛省は、ADMM プラスや海洋安全保障分野における ARF ASEAN Defense Ministers' Meeting 会期間会合 (ISM-MS) Inter-Sessional Meeting on Maritime Security といった地域の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでいる。

Q 参照 1 節2項 (多国間安全保障枠組み・対話における取組)
1 節3項 (能力構築支援をはじめとする実践的な多国間安全保障協力の推進)

7 17 (平成29) 年5月に開催され、指揮所演習を実施した。